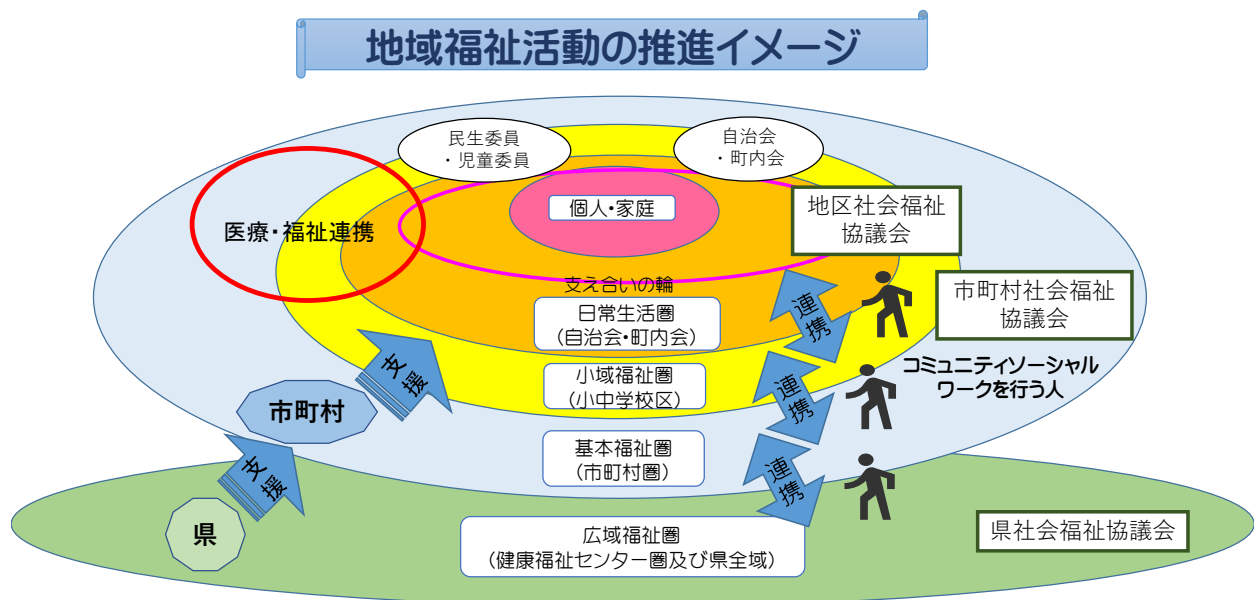


第4章 推進体制

I. 地域福祉の推進イメージ

- 住民が地域に誇りを持ち、地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることはもちろん重要です。しかし、複雑化した地域課題に対応するためには、支援が必要な人を家族やひとつの機関だけで支えるのではなく、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要となります。
- 地域福祉活動の中心は日常生活圏、小域福祉圏であり、各圏域での解決が困難な事例については、より広域で専門的なネットワークにより解決が図られるよう重層的な支援体制が必要です。
- 一方、多様な地域課題に対応するためには、制度に縛られない柔軟な仕組みとする必要もあります。



※ネットワークの構成員(機関)は地域の状況や課題等により異なります。

Ⅱ. 各圏域の主な役割

1. 地域福祉活動の基礎となる日常生活圏

(自治会・町内会等を中心とした互助のネットワーク)

(1) 日常生活圏のネットワークの役割

- 個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を地域の助け合いの力で解決を図ります。
- 地域住民、自治会・町内会等、地区社会福祉協議会、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員などが連携し、地域の見守り活動等によって支援が必要な人や地域の潜在的ニーズを把握し、具体的な相談・支援機関などに結び付けます。
- 日常生活圏での解決が難しい生活課題については、小域福祉圏等のネットワークに地域課題としてつなぎます。

2. 日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏

(小域福祉圏はおおむね小・中学校区)

(1) 小域福祉圏のネットワークの役割

- 地域の関係者（機関）による分野横断的なネットワークを構成し、日常生活圏における地域福祉活動をそれぞれの職種の持つノウハウで支援します。
- 各日常生活圏のネットワークを結ぶ場となり、日常生活圏等から持ち込まれた地域課題を整理し、小域福祉圏での解決を目指します。
- この圏域でも解決が困難な課題は市町村圏ネットワークへつなぎ、関係者と協働して解決の道を探ります。

(2) 市町村の役割

- 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域の状況を把握するとともに、ネットワークの立ち上げ支援等、小域福祉圏における連携を促進します。
- 地域福祉活動のための環境整備や住民活動の支援を行います。

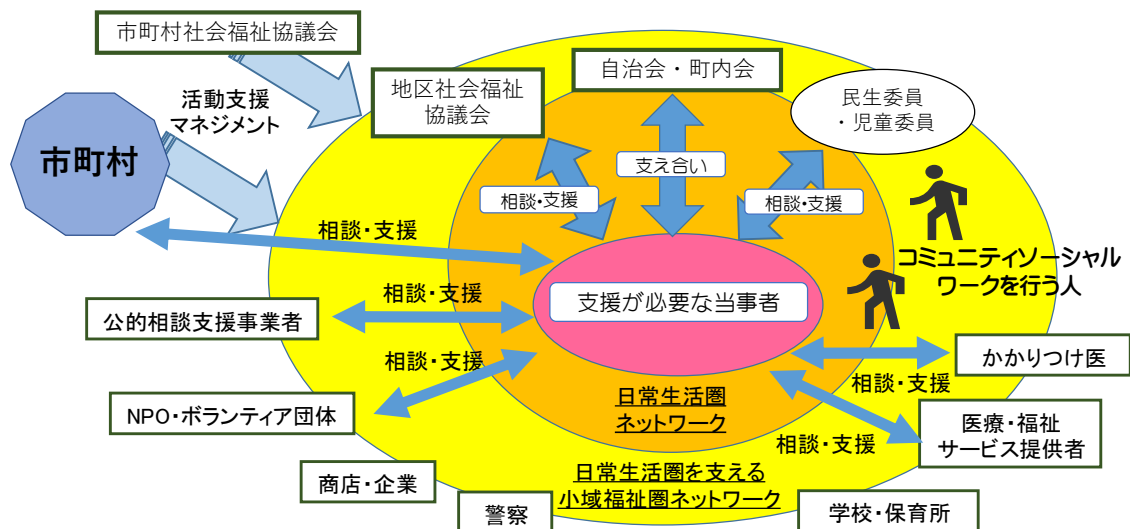
(3) 体制イメージ（地域、課題に応じて異なる）

- 小域福祉圏における地域福祉活動の推進体制イメージは、小・中学校区（概ね人口1万人程度の地域）を例に小域福祉圏としています。
- 小規模な市町村においては、人口や社会資源等の実情に応じて、小域福祉圏の推進体制を設定せずに基本福祉圏で代替する等、市町村において適切な圏域を設定することが考えられます。

第4章 推進体制

- 県の施策の中では、地域福祉フォーラム¹⁶のうち、小域地域福祉フォーラムがこれに当たります。

小域福祉圏での地域福祉活動推進体制イメージ



※ネットワークの構成員(機関)は地域の状況や課題等により異なります。

3. 総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏

(市町村圏)

(1) 基本福祉圏のネットワークの役割

- 小域福祉圏の課題解決に向けた支援を行います。
- 専門的なノウハウが必要な課題には構成員(機関)の持つ専門機関ネットワークと連携・協働して対応します。
- 課題の解決に予算的・制度的な対応が必要である場合は市町村等に提案し、行政と連携して対応します。

(2) 市町村の役割

- 地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。
- 公的福祉サービスをマネジメント(管理)し、安定的に提供します。
- 対象者横断的な課題や、「制度の谷間」にある人への支援等に対応するため、総合的な相談支援体制の整備と複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりに努めます。

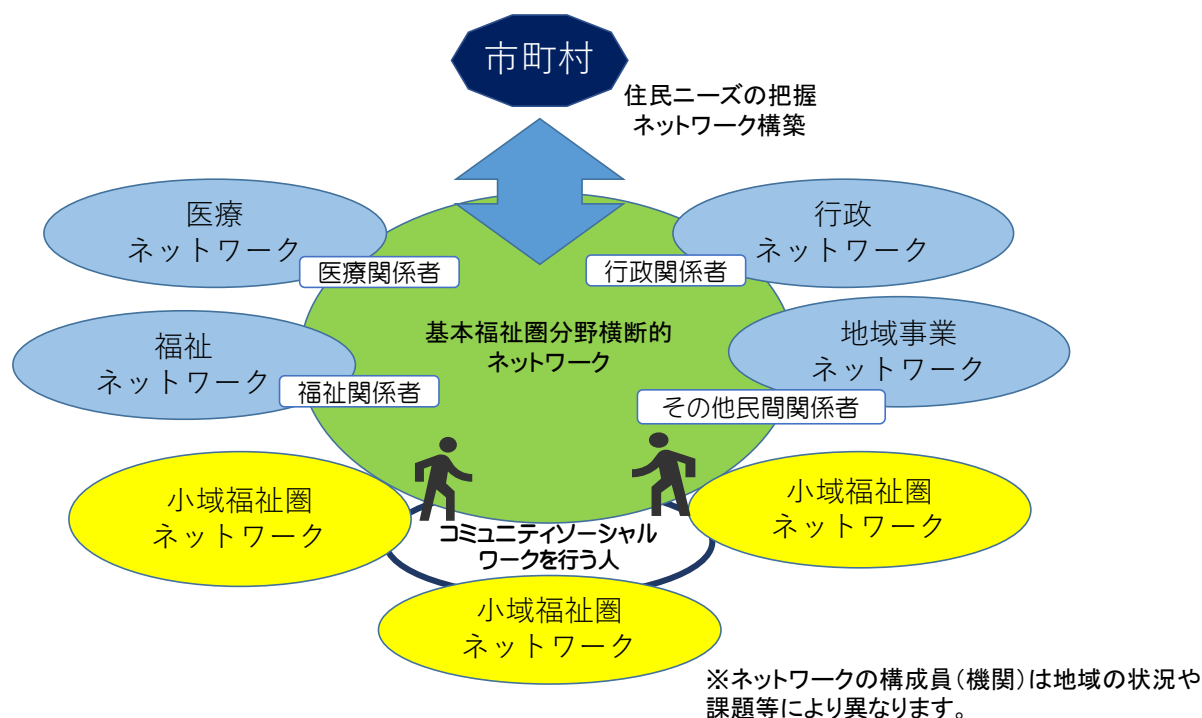
¹⁶ 地域福祉フォーラム：民生委員児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の地域福祉の担い手や就労・教育・防災・防犯など福祉以外の各分野の人々が協働し、地域における福祉等のあり方を考えていく組織(議論の場)です。

第4章 推進体制

(3) 体制イメージ（地域、課題に応じて異なる）

- 基本福祉圏のネットワークでは、小域福祉圏のネットワーク間の調整を行うため、地域包括支援センター¹⁷運営協議会や地域自立支援協議会¹⁸等の公的枠組みにおいて整備されている協議会を活用して、基本福祉圏で対応すべき地域課題の解決や地域福祉活動、地域づくりを推進します。
- 県の施策の中では、地域福祉フォーラム*のうち、基本地域福祉フォーラムがこれに当たります。
- 人口規模の大きな市においては、人口、面積等の実情に応じて、市全域と小域福祉圏の間にサブ圏域（市役所支所単位程度の圏域）を設定し、基本福祉圏と同様の体制を設ける等、適切な圏域を設定することが考えられます。
- 一方で、人口規模の小さい町村などでは、基本福祉圏の役割として想定されている機能を担うことが困難な場合もあると思われるため、広域での機能確保の仕組みを構築するなど、地域の実情に応じた対応を検討する必要があります。

基本福祉圏における地域福祉活動推進体制イメージ



¹⁷ 地域包括支援センター：高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う市町村が設置する機関です。他の行政機関、医療機関等との制度横断的な連携により、高齢者等の住み慣れた地域での暮らしを支援しています。

¹⁸ 地域自立支援協議会：障害のある人を対象とした相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として市町村に設置されるもので、具体的には困難事例への対応の在り方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行います。

4. 地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏

(1) 広域福祉圏（及び県全域）のネットワークの役割

- 単独の基本福祉圏では解決が困難な、専門的・広域的な取組が必要な課題（地域リハビリテーションの推進、福祉人材確保対策、精神保健施策等）に対して、県や専門機関が協働してネットワークを構築し、市町村等と連携して課題解決に取り組みます。

(2) 県の役割

- 県域の職能団体、事業者団体、専門組織等の地域福祉活動を支援し、また、これら団体の連携を促進します。
- 地域福祉、地域づくりに有益な事業や研究成果等を市町村や地域に提案し、協働して取り組みます。
- 地域福祉のネットワークを構築するコーディネーターや地域医療・福祉に携わる人材の育成支援を行います。
- 地域福祉の考え方を普及・啓発し、地域福祉活動の普及に向けた土壌づくりを行うとともに、市町村に対しても施策の企画・立案のための情報提供を行います。

(3) 推進に当たっての考え方

- 地域福祉は、住民や関係者が主体的に日常生活圏、小域福祉圏で活動し、それを基本福祉圏や市町村が支えることによって実現します。
- 県や広域団体は、地域福祉を進めるに当たって、日常生活圏、小域福祉圏、基本福祉圏の活動や市町村の主体性・地域性を尊重し、必要な支援を行います。

Ⅲ. 地域福祉の担い手として期待される団体等

(1) 自治会・町内会等の地縁団体

- 自治会・町内会等の活動は、地域の環境美化、防災・防犯、地域の見守り、健康づくり、イベント開催等多岐に渡っており、住民に最も身近な組織として地域の重要な役割を担っています。
- 一方で、住民の連帯感の希薄化などに伴い、自治会・町内会等については、加入率の低下や担い手不足、活動の停滞等の問題が生じつつあります。
- 自治会・町内会等は、地域活動を推進するための基本的単位として、地域住民による助け合い（互助）を高めるものであり、地方自治体等から、活動が活

第4章 推進体制

発化し、地域の中で様々な取組を行うことが期待されています。

- また、市町村の中には、加入率を促進するため、転入者などに対して協力を呼び掛けているところもあり、自治会・町内会等が行政と連携して地域活動に取り組むことも大切です。

(2) 社会福祉協議会

- 市町村社会福祉協議会は社会福祉法第109条第1項により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、区域内の住民（地区社会福祉協議会、自治会、町内会、住民等）や、民生委員・児童委員、ボランティア団体等によって構成され、様々な社会福祉事業の企画、実施や地区社会福祉協議会の組織づくり等、地域住民に対し社会福祉活動の参加のための援助等を行っており、地域の多様な福祉活動をコーディネートするなど、各市町村の地域福祉推進に不可欠な役割を果たしています。

- 地区社会福祉協議会（社協支部）は県内では550を超える組織があり、ふれあいサロン、見守りネットワーク活動、子育て支援活動等、住民が主体となった小・中学校区等での地域活動を行う基礎組織として定着し、地域福祉活動の拠点として重要な役割を担っています。

- 社会福祉協議会では、若年層の参加者があまり増えず不足していること、また、会費や寄付金等の自主財源が伸び悩んでおり財政基盤が脆弱になっていること等が課題となっています。

地域に活動拠点を確保する等により、地域住民に密着した活動を安定・継続的に行うことや社会福祉協議会の取組に関する広報を強化し、地域住民の認知度を上げていく取組が求められています。

- また、社会福祉協議会が扱う地域福祉の課題は社会の成熟化により複雑化しており、その課題の解決のためには、個別ケースに関する豊富な知識・経験と多数の関係者との調整が必要になっています。

そのため、個別支援と地域支援の両方のスキルを持った高度な専門性を有する人材の育成が求められています。

- そのような中、社会福祉法第110条第1項により、広域的な見地から地域福祉を推進する団体として位置づけられている千葉県社会福祉協議会（県社協）は、県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成などに取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために重要な役割を果たすことが期待されます。

第4章 推進体制

(3) 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員は、それぞれの担当地区において、住民の生活状態の把握をはじめ、支援が必要な人に対する福祉サービスの情報提供や生活相談、助言等の自立に向けた援助を行っています。また、行政との協働・関係機関との連携により、地域課題の解決に取り組んでいます。
- 高齢者や障害のある人、孤立に至る人等が増加していることから、公的福祉サービスの利用に結び付ける役割、孤立死*や虐待等、孤立を防ぐ取組、災害時の事前事後における要配慮者の把握と支援、認知症等自ら助けを求められない人々への支援など、地域の状況に応じた様々な活躍が期待されます。

(4) 社会福祉法人・社会福祉施設

- 県内では、社会福祉法に基づき669の社会福祉法人(国の所管法人を除く。2018年10月1日現在)が認可されており、福祉や介護などに関する専門スタッフが数多く在籍しています。
2016年の社会福祉法の改正では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられ、法人の持つ福祉サービスにおける専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりと連携し、地域福祉の担い手として、積極的に貢献していくことが期待されています。
- 取組例としては、地域で孤立する住民を対象とした居場所づくり、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない者等に対する支援が考えられます。こうした取組を各法人が創意工夫をこらして行うことにより、支援体制が重層化され、地域における課題解決力が向上することが期待されています。
- また、障害福祉施設については、入所施設から地域生活へ移行した利用者等に対する専門的支援、緊急時の支援、余暇活動支援等のバックアップ機能の強化が求められています。

(5) 学校・生涯学習施設

- 県内には、2018年5月1日現在、小学校が803校、中学校が402校設置され、また、高等学校は183校(全日制、定時制:市立、私立を含む。)、高等教育機関(大学、短大等)は52校、特別支援学校は45校(国立、私立を含む)設置されており、これら学校は地域の貴重な社会資源です。

第4章 推進体制

- 学校は、運動会や文化祭など年間行事等を通じ、地域に潤いと賑わいを与えるだけでなく、地域交流の拠点として活用されている事例もあります。地域福祉を推進するためには、学校を中心とした地域活動や児童・生徒と地域との交流等を通じ、地域、学校ともに一層の活性化を図ることが大切です。
- また、各地域の公民館や図書館をはじめとする生涯学習施設で、展開されている教育分野の取組と地域福祉の取組の連携を図るため、地域で一体的に進めることにより、相乗効果が期待できます。

(6) 企業・協同組合・事業者

- 企業の地域貢献活動として、共同募金等への寄附や環境美化活動、各種イベントの実施等、事業者の特性を活かした社会貢献活動が推進されており、地域に資源の提供を行う企業も数多く存在しています。
- また、地域の防犯拠点や災害時の行政との協定をはじめ学童保育の実施、高齢者の孤立化防止活動への参加等、新しい形での地域貢献も行われています。
- 地域貢献活動を行っている企業・協同組合・事業者のPRや支援等、企業等への働きかけを強化し、従業員のボランティア活動への参加等、具体的な活動を促進することが必要です。

(7) NPO法人・ボランティア団体

- 千葉県のNPO法人（特定非営利活動法人）数は、2018年8月末現在で1,998法人（千葉市認証分を含む）となっており、保健医療福祉、社会教育、まちづくり、スポーツ振興、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護、国際協力等、多様な分野に渡る活動が県内各地で行われています。その中で、保健医療福祉活動で活躍するNPO法人数は最も多く、千葉県認証の法人の中では全体の6割を占めており（複数分野で活動する法人を含む）、福祉の担い手として大きく期待されています。
- 県内の社会福祉協議会で把握しているボランティアグループの数は2016年度末で3,480、ボランティア数は105,177人でした（出典「ボランティア・市民活動データブック」）。2017年度の県政世論調査によると、ボランティア活動に継続して参加している人の割合は10.1%となっています。ボランティア活動に参加したことのある人は33.9%、市民活動団体*の活動へ参加している人の割合は32.8%ですが、継続的な参加はまだ少ない状況であり、より多くの人々の主体的な参加を促すような環境づくりが必要です。

第4章 推進体制

- また、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会は、多くの人ボランティア活動に参加する絶好の機会となります。今後の地域社会を担う若者に対し「ボランティア精神」や「おもてなしの心」の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向け、地域の様々な主体を結びつけることができる人材を育成していくことも重要です。

(8) 千葉県共同募金会

- 共同募金会は、地域福祉の推進を図るため、寄付金を募集し、集まった寄付金を県内の社会福祉事業に配分する共同募金事業を行うことを目的に設置される社会福祉法第113条に基づく組織で、市町村社協など関係団体と協力して、民間の地域福祉活動を財政面から支える役割を果たしています。
- 地域や職場などでの募金活動や福祉活動への助成、広報活動などを通じ県民の福祉活動への理解と参加の促進、寄付文化の醸成などが期待されます。
- 2017年度の募金額は、赤い羽根募金、歳末たすけあい募金をあわせて約6億5千万円でした。「じぶんの町を良くするしくみ」をテーマに、住民ボランティアや地域福祉活動を応援するとともに、災害支援にも役立てられています。

(9) 広域・県域の福祉系組織

- 市町村区域を越えた広域、県域での福祉活動を支援する組織には、県社協のほか、例えば千葉県民生委員・児童委員協議会（県民児協）、千葉県社会福祉士会等様々な団体があり、各種研修などを通じた専門職の育成や広域的なネットワークづくりを進めてきました。
- 地域課題が複雑化、多様化する状況において、市町村単位の組織自体が専門性、独自性を高めており、広域・県域組織においては、これまでの取組の実効性を向上させるとともに、組織の有する専門性を一層高め、広域・県域でなければできない活動に特化・集約化することが必要です。